

地域密着型サービス事業所管理者 様

北九州市保健福祉局長寿推進部
介護サービス担当課長

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催方法について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、運営推進会議の開催につきましては、令和5年5月22日付の介護サービス担当課長通知（北九保地介第406号）にて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時的な取扱い（会議の延期及び中止並びに書面会議での実施を認めるもの）が終了したことをお知らせいたしました。

これに伴い、原則として通常（集合）開催としていただくこととしておりますが、依然として書面開催での実施が散見されます。

つきましては、下記のとおり開催いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1 サービス種別・開催回数

サービス種別	開催回数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2月に1回以上
（介護予防）認知症対応型共同生活介護（※1）	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	おおむね6月に1回以上
地域密着型通所介護	
（介護予防）認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※2）	

（※1）運営推進会議を用いた外部評価を行っている事業所は、書面開催不可

（※2）運営推進会議に代わる「介護・医療連携推進会議」を実施

2 運営推進会議の構成員

- （1）利用者又は利用者の家族
- （2）地域住民の代表者
- （3）市の職員又は地域包括支援センターの職員
- （4）当該サービスについて知見を有する者
- （5）地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみ）

3 参考資料

- （1）運営推進会議開催の手引き

本市のホームページをご参照ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16800228.html>

- （2）認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価に係るQ & A

(3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発第0372第4号・老老発第0327第1号）

問い合わせ先

北九州市保健福祉局長寿推進部

介護保険課施設サービス係

電話：093-582-2771

担当：高橋 早田

外部評価の実施の免除に係る申請について Q&A

	質問	回答
1	今年度はまだ外部評価を実施していませんが、それ以前は5年間継続して実施しています。今年度に実施しなくても申請はできますか。	外部評価は、直近の5年間について継続して実施する必要があります。そのため、今年度の実施免除が認められていない事業所の場合、今年度分も外部評価を実施しなければ、5年間継続しているとは認められません。ただし、申請書の提出時点で、評価が完了していなくても申請することは可能です。
2	1年おきに外部評価の実施免除を受けています。様式1「外部評価の実施に係る申請書」の要件1「外部評価を過去5年間連続して受けている。」の①～⑤の年月日はどのように記載すればよいですか。	直近の5年間に外部評価を実施した場合は、その評価結果の確定日を記載してください。外部評価を免除された年度については、年月日を記入せず「□免除年」にチェックを入れてください。
3	目標達成計画はどのように記載すればよいですか。	目標達成計画は、提出する年度に実施した外部評価の結果をもとに作成してください。今後の取組みの改善を要する項目ごとに、現状の問題点・課題を抽出し、それに対する目標を設定するとともに、目標達成に向けた具体的な取組内容を記載してください。 なお、目標達成に要する期間は、項目ごとに異なっても構いませんが、長くても1年以内で達成できるよう設定してください。
4	運営推進会議には、地域包括支援センターの職員が参加していますが、市の職員の参加はありません。この場合でもよろしいですか。	北九州市内の事業所であれば、市の職員の参加がなくても、地域包括支援センターの職員が参加していれば問題ありません。
5	運営推進会議には毎回、地域包括支援センターの職員の参加を呼びかけていますが、一度都合による欠席がありました。1回でも欠席があると要件を満たさなくなりますか。	地域包括支援センターの職員の都合により参加できなかった場合、それだけで要件を満たさなくなるわけではありません。但し、その際は参加を呼びかけたことが分かる書類を添付するようにしてください。
6	議事録に地域包括支援センター（保険者）の出欠欄がありません。この場合は対象とならないのでしょうか。	書面開催の場合、地域包括支援センター（保険者）に意見照会を行っていただければ対象となります。対面開催・オンライン開催の場合は、意見照会を行ったことがわかる資料を添付してください。
7	運営推進会議で配布した資料は保存していますが、議事録を作成していません。この場合、どうなりますか。	運営基準により、運営推進会議における報告、評価、助言等の記録は保存することが義務付けられています。そのため、議事録がない場合は認められません。
8	過去1年分の運営推進会議の議事録が必要とのことですが、どの期間を指しますか。	申請書の提出時から遡って1年に相当する期間です。ただし、その期間内の会議開催が6回未満であっても、概ね2か月に1回のペースで開催していれば認められます。その場合は、直近6回分の議事録を提出してください。
9	今年度の外部評価を免除されています。自己評価はどのようにすればよいのでしょうか。	特に指定はありません。運営推進会議で行う外部評価のツールや昨年度の外部評価の様式の活用、職員アンケートの実施など、実施しやすい方法を検討してください。なお、経年比較のため、可能な限り前年の外部評価の項目に沿った内容で自己評価を行うことが望ましいと考えます。
10	3年前に事業所を開設したばかりですが、毎年、外部評価は実施しています。申請はできますか。	5年間継続して外部評価を実施していることが必要です。そのため、申請が可能となるのは、事業開始から5年が経過した後となります。
11	5年前に事業所を開設しましたが、2年前に経営する会社が変わり、新たに指定を受けました。前の会社で実施した外部評価も含めてよいですか。	事業の経営母体が変わっても、その前後で利用者や従業員がほぼ変わらず、同等の介護サービスが提供されている場合は、前の会社で実施した外部評価も含めることができます。そのため、前の会社と現在の会社を合わせて、5年間継続して外部評価を受けているかどうかを判断してください。
12	現在は概ね2か月に1回、年間6回のペースで開催していますが、2年前は3か月に1回のペースでした。申請できますか。	過去1年間に6回以上開催されていることが要件のため、直近1年間の要件を満たしていれば問題ありません。 ただし、外部評価項目の「運営に関する利用者、家族等意見の反映」が不適切である場合、認められない可能性があります。
13	昨年度外部評価の免除対象となったため、今年度は外部評価を受ける予定です。この場合、何か手続きは必要ですか。	昨年度外部評価が免除となり、今年度外部評価を受ける予定であれば、特に市へ提出するものではありません。ただし、自己評価は毎年度実施する必要があるため、必ず実施し、その記録を残してください。
14	運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができますか。	できません。「過去に外部評価を5年間継続して実施している」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項第1号に規定する「外部の者による評価」を行った場合に限られます。

外部評価の実施の免除に係る申請について Q&A

	質問	回答
15	<p>年度末に外部評価を実施しましたが、手続の関係で評価の確定が次の年度になってしまいました。この場合、どうなりますか。</p>	<p>5年間継続して外部評価を実施しているかどうかは、毎年度に1回実施しているかどうかで判断します。そのため、年度内に外部評価を実施しているにもかかわらず、評価の確定が年度をまたいだ場合でも、またいだ年度内に次の外部評価を実施していれば、連続したものとして認められます。</p> <p>なお、年度末は、評価機関の事務処理の都合上、他の時期に比べて評価の確定に時間を要する場合があります。十分な余裕をもって外部評価を実施してください。</p> <p>連続の可否の判断については、以下の例を参考としてください。</p> <p>(例1)</p> <p>評価実施日 評価確定日 年度 ① 令和2年9月20日 令和2年12月2日 … 令和2年度 ② 令和3年10月1日 令和3年12月15日 … 令和3年度 ③ 令和5年2月18日 令和5年4月10日 … 令和4年度 ④ 令和5年11月20日 令和6年1月15日 … 令和5年度 ⑤ 令和6年8月20日 令和6年10月1日 … 令和6年度</p> <p>この場合、③は評価確定日が令和5年度の日付ですが、令和4年度内に評価を実施しているため、令和4年度分の評価となります。次の評価を令和5年度中に実施しているため、④は令和5年度分の評価となり、③と④の連続性が認められます。</p> <p>そのため、令和2年度から令和6年度まで5年間継続して外部評価が実施されていると判断できます。</p> <p>(例2)</p> <p>評価実施日 評価確定日 年度 ① 令和2年9月20日 令和2年12月2日 … 令和2年度 ② 令和3年10月1日 令和3年12月15日 … 令和3年度 ③ 令和4年3月20日 令和4年5月21日 … 令和4年度 ④ 令和6年5月15日 令和6年6月18日 … 令和6年度 ⑤ 令和7年2月10日 … 令和6年度</p> <p>この場合、④は実施日が令和6年度中のため令和6年度の評価となり、令和5年度の外部評価が行われていないこととなります。そのため、③と④は連続しているとは判断できず、免除の要件の1つである「5年間継続」を満たすためには、令和6年度から5年間継続して外部評価を実施する必要があります。</p>
16	<p>感染症予防のために書面開催で運営推進会議を行った場合、運営推進会議を開催したとみなしてよいですか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降の運営推進会議の書面開催は原則認められなくなりました。</p>
17	<p>2ヶ月に1回の該当月に感染症が拡大してしまい、開催ができないときはどうしたらいいですか。</p>	<p>感染症拡大が収束(約2週間後)した後に集合開催し、その議事録に当初の開催予定日と開催遅延の理由も明記するようにしてください。判断に迷ったときは、当初の開催月の時に、北九州市介護保険課に相談してください。</p>